平成２６年（フ）第１０号
熊本県天草市河浦町新合2014番地１　新合団地１号３－３
債務者　澤村さくら（旧姓齊賀）
1　決定年月日時　平成26年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月23日午前10時
熊本地方裁判所天草支部

平成２６年（フ）第５号
長崎県平戸市田平町山内免360番地
債務者　磯田耕一郎
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月20日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２５年（フ）第１８４号
北海道帯広市東９条南11丁目12番地　中村ハイツ306号
債務者　安田　幸弘
1　決定年月日時　平成26年４月21日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月17日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第１８５号
北海道帯広市東９条南11丁目12番地　中村ハイツ306号
債務者　安田　惠子
1　決定年月日時　平成26年４月21日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月17日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

破産手続廃止

平成２５年（フ）第１１号
鹿児島県南九州市知覧町塩屋19048番地
破産者　株式会社秀王牧場
1　決定年月日　平成26年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２６年（フ）第１９号
千葉県八千代市大和田新田３番地　沢田マンション201号
破産者　高梨　　功
1　決定年月日　平成26年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第９０号
千葉県茂原市大芝49番地15　シャトレ―202
破産者　迫間　理奈
1　決定年月日　平成26年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２５年（フ）第５７２号
仙台市宮城野区蒲生字須賀前16番地
破産者　株式会社ネックス
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第５８１号
川崎市中原区新丸子東１丁目791番地３
破産者　有限会社達磨
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第６０４号
神奈川県相模原市緑区西橋本４丁目９番２号
破産者　有限会社川良精密工業
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第８０号
新潟県三条市福岡331番地１
破産者　五十嵐東司
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所三条支部

平成２５年（フ）第９９号
富山県高岡市伏木東一宮５番10号、事務所所在地富山県高岡市中央町62　青井ビル３階
破産者　株式会社イーサポート
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第７６６号
名古屋市南区上浜町201番地
破産者　ホンダ南販売株式会社
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２２２８号
愛知県あま市甚目寺飛殿４番地１
破産者　有限会社オオツカ
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２２１号
三重県四日市市尾平町3087番地の２
破産者　有限会社アド通信
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第４９１９号
大阪府豊中市二葉町２丁目６番26号
破産者　株式会社光炉開発
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１８４号
大阪府箕面市外院３丁目４番８号
破産者　有限会社スト―ンズ
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２４０号
大阪市中央区今橋２丁目５番８号
破産者　ロイヤルアセット特定目的会社
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２３０号
大阪府松原市天美南５丁目２番４号
破産者　有限会社ノーム
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第６６７号
堺市西区平岡町185番地12―1015
破産者　株式会社デイリーフーズ・タカショク
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係